

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 フリガナ 氏名又は名称 ニッセイケンセツカブシキガイシャ 日誠建設株式会社
 住所 奈良県天理市富堂町33番地の1
フリガナ 代表者氏名 ダイエウトリシマリヤク 代表取締役 モリタ トオル 森田 徹
 電話番号 0743-68-1570
 FAX番号 0743-68-1576
 メールアドレス nissei3301@ace.ocn.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

- 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)
 この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。
 ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

- 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 4 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓	10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	磯城郡 水道企業団企業長	✓	24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者	✓	11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

届出者

氏名又は名称 日誠建設株式会社
住 所 奈良県天理市富堂町33番地の1
代表者氏名 代表取締役 森田 徹



水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	日誠建設株式会社		
住 所	奈良県天理市富堂町33-1		
フリガナ 代表者の氏名	代表取締役 森田 徹		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
代表者の変更 役員の変更 氏名	代表取締役中尾 國男	代表取締役 森田 徹 取締役 森田 徹 取締役 中尾 弘子	令和5年10月12日

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 年 月 日

申請者

氏名又は名称 日誠建設株式会社

住 所 奈良県天理市富堂町33番地1

代表者氏名 代表取締役 森田 徹



水道事業者 殿

履歴事項全部証明書

奈良県天理市富堂町33番地の1
日誠建設株式会社

会社法人等番号	1500-01-006667	
商号	日誠建設株式会社	
本店	奈良県天理市福住町5512番地3	
	奈良県天理市富堂町33番地の1	平成10年11月8日移転
公告をする方法	官報に掲載してする。	
会社成立の年月日	昭和60年4月5日	
目的	1 土木建築工事業 2 土木工事業 3 舗装工事業 4 とび、土工工事業 5 水道施設工事業 6 建築工事業 7 造園工事業 8 造園工事の設計及び管理 9 石工工事業 10 タイル、れんが、ブロック工事業 11 鉄筋工事業 12 しゅんせつ工事業 13 防水工事業 14 左官工事業 15 鋼構造物工事業 16 管工事業 17 塗装工事業 18 大工工事業 19 不動産業 20 一般貨物自動車運送事業 21 上記各号に附帯関連する一切の業務	
発行可能株式総数	4000株	平成19年 1月24日変更
		平成19年 2月13日登記
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 1620株	平成19年 2月13日変更
		平成19年 2月13日登記

株券を発行する旨の定め	<u>当会社の株式については、株券を発行する</u>		平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月3日登記
	令和5年10月12日廃止	令和5年10月17日登記	
資本金の額	金8100万円	平成19年2月13日変更	
		平成19年2月13日登記	
株式の譲渡制限に関する規定	<u>当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。</u>		
	当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を要する。 令和5年10月12日変更 令和5年10月17日登記		
役員に関する事項	<u>取締役</u> 中尾 勇 人	平成26年9月30日重任	
		平成27年4月10日登記	
		令和5年4月3日辞任	
		令和5年4月20日登記	
	<u>取締役</u> 森 田 徹	平成26年9月30日重任	
		平成27年4月10日登記	
	<u>取締役</u> 中尾 弘 子	平成26年9月30日重任	
		平成27年4月10日登記	
	<u>取締役</u> 中尾 朱 美	平成26年9月30日重任	
		平成27年4月10日登記	
		令和4年8月26日辞任	
		令和4年9月2日登記	
	<u>取締役</u> 宮 岸 崇	令和5年1月6日就任	
		令和5年1月30日登記	
		令和5年10月12日辞任	
		令和5年10月17日登記	

奈良県天理市富堂町33番地の1
日誠建設株式会社

	取締役	<u>中尾國男</u>	令和5年4月3日就任
			令和5年4月20日登記
			令和5年10月12日辞任
			令和5年10月17日登記
	代表取締役	<u>中尾勇人</u>	平成26年9月30日重任
			平成27年4月10日登記
			令和5年4月3日辞任
			令和5年4月20日登記
	代表取締役	<u>中尾國男</u>	令和5年4月3日就任
			令和5年4月20日登記
			令和5年10月12日辞任
			令和5年10月17日登記
代表取締役	<u>森田徹</u>	令和5年10月12日就任	
		令和5年10月17日登記	
監査役	<u>廣谷美鈴</u>	平成26年9月30日就任	
		平成27年4月10日登記	
		令和5年10月12日退任	
		令和5年10月17日登記	
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社		平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月3日登記
		令和5年10月12日廃止	令和5年10月17日登記
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社		平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月3日登記
		令和5年10月12日廃止	令和5年10月17日登記

奈良県天理市富堂町33番地の1
日誠建設株式会社

登記記録に関する事項	平成17年法務省令第19号附則第3条第2項の規定により 平成18年 3月17日移記
------------	--



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

令和 5年10月25日

奈良地方法務局
登記官

山 本 秀 樹



日誠建設株式会社 定款

この定款の写しは、原本に相違ありません。

令和 5年10月12日

日誠建設株式会社

代表取締役 森田 徹



日誠建設株式会社定款

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、日誠建設株式会社と称する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 土木建築工事業
- 2 土木工事業
- 3 舗装工事業
- 4 とび、土工工事業
- 5 水道施設工事業
- 6 建築工事業
- 7 造園工事業
- 8 造園工事の設計及び管理
- 9 石工工事業
- 10 タイル、れんが、ブロック工事業
- 11 鉄筋工事業
- 12 しゅんせつ工事業
- 13 防水工事業
- 14 左官工事業
- 15 鋼構造物工事業
- 16 管工事業
- 17 塗装工事業
- 18 大工工事業
- 19 不動産業
- 20 一般貨物自動車運送事業
- 21 上記各号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を奈良県天理市に置く。

(機関構成)

第4条 当社は、取締役会、監査役その他会社法第326条第2項に定める機関を設置しない。

(公告方法)

第5条 当社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、4000株とする。

(株券の不発行)

第7条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第8条 当社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を要する。

(株主名簿記載事項の記載の請求)

第9条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載することを請求するには、当社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第10条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(基準日)

第11条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- ② 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役の過半数の決定により、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

(株主の住所等の届出等)

第12条 当会社の株主、登録株式質権者又はその法定代理人もしくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称及び住所並びに印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項等に変更を生じたときも、同様とする。

- ② 当会社に提出する書類には、前項により届け出た印鑑を用いなければならない。

第3章 株主総会

(招集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

- ② 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役の過半数の決定により社長がこれを招集する。社長に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役がこれを招集する。

- ③ 株主総会を招集するには、会日より1週間前までに、株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、招集通知は、書面であることを要しない。

(招集手続の省略)

第14条 株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第15条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議の省略)

第17条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が、書面によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第18条 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する株主又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第19条 株主総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

第4章 取締役及び代表取締役

(取締役の員数)

第20条 当会社の取締役は、1名以上とする。

(取締役の選任の方法)

第21条 当会社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

② 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第22条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び社長)

第23条 当会社にと取締役2人以上いるときは代表取締役1人を置き、取締役の互選によって定めるものとする。

② 代表取締役は社長とし、取締役1人のときは、当該取締役を社長とする。

③ 社長は、当会社を代表し、会社の業務を統轄する。

(役付取締役)

第24条 前条のほか、取締役の過半数の同意をもって、取締役の中から、専務取

締役及び常務取締役を選定することができる。

(報酬等)

第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第26条 当会社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月末日までとする。

(剰余金の配当及び除斥期間)

第27条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対して行う。

- ② 剰余金の配当は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

この定款の写しは、原本と相違ないことを証明する。

令和5年10月12日

奈良県天理市富堂町33番地の1

日誠建設株式会社

森田徹

